

2021年度の障害者虐待の状況について（速報値）

※数値については速報値であり、今後、精査により変動する場合がある。

（1）2021年度における障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

2021年4月1日から2022年3月31日までの本県の障害者虐待の状況については、相談・通報・届出件数が合計914件であり、うち虐待と判断された件数は226件だった。

虐待類型別の件数は表1に示すとおりで、「養護者による障害者虐待」（以下、「養護者虐待」という。）に関する相談等が最も多く全体の57.8%を占め、次いで障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待となっている。

虐待と判断された226件の内訳においても、養護者虐待が最も多く、全体の71.2%を占め、次いで、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下、「施設虐待」という。）、使用者による障害者虐待（以下、「使用者虐待」という。）となっている。

養護者虐待は、「相談・通報・届出件数」「虐待判断件数」がともに増加しており、虐待と判断された割合は同程度となっている。

施設虐待では、「相談・通報・届出件数」が約1.5倍に増加しているが、「虐待判断件数」は調査中のものを除くと同程度となっている。その結果、虐待と判断された割合は減少している。

使用者虐待は、「相談・通報・届出件数」が概ね例年並みであるが、「虐待判断件数」は減少しており、虐待と判断された割合も減少している。

表1 2021年度の市町村等への障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

	養護者			施設従事者			使用者			合計	
	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・届出件数	虐待判断件数
2021年度	528件	161件 (調査中21件除く)	30.5%	287件	53件 (調査中35件除く)	18.2%	94件	12件 (調査中4件除く)	12.8%	914件	226件
2020年度	475件	147件	30.9%	200件	51件	25.5%	77件	22件	28.6%	752件	220件
2019年度	452件	119件	26.3%	153件	23件	15.0%	96件	34件	35.4%	701件	176件

※2021年度の数値は、速報値であり、今後、精査により変動する場合がある。

(2) 虐待と判断された事案における被虐待者の障害種別 (表2)

養護者虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、精神障害が72人と最も多く、次いで、知的障害が70人となっている。
 施設虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、知的障害が46人と最も多く、続いて精神障害、身体障害となっている。
 使用者虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、知的障害が最も多く、続いて精神障害、身体障害となっている。
 いずれも、昨年度と同様の傾向である。

表2 虐待類型別の被虐待者の障害種別 (人)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他 ・不明	虐待判断件数
養護者	21 (33)	70 (55)	72 (70)	7 (2)	4 (3)	161件 (147)
施設	6 (10)	46 (49)	8 (6)	6 (2)	5 (6)	53件 (51)
使用者	4 (5)	8 (12)	6 (6)	1 (1)	2 (0)	12件 (22)
計	31 (48)	124 (116)	86 (82)	14 (5)	11 (9)	226件 (220)

※括弧内は2020年度の件数 (以下同様)

※重複障害者は二重計上しており、また、1件に複数の被虐待者が含まれる場合があるため、虐待判断件数とは合致しない。(以下同様)

(3) 虐待と判断された事案における虐待種別

虐待と判断された事案における虐待種別は、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任、性的虐待となっている(表3)。
 虐待類型別の虐待種別を見ると、養護者虐待、施設従事者による虐待においては身体的虐待、使用者による虐待においては経済的虐待の割合が高い。

表3 虐待と判断された事案における虐待種別 (人)

	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的	虐待判断件数
養護者	118 (111)	5 (3)	40 (38)	14 (8)	20 (18)	161件 (147)
施設	38 (32)	9 (5)	16 (27)	5 (3)	0 (0)	53件 (51)
使用者	2 (1)	0 (0)	4 (2)	1 (3)	8 (18)	12件 (22)
計	158 (144)	14 (8)	60 (67)	20 (14)	28 (36)	226件 (220)

(4) 養護者による障害者虐待

①相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者については、警察が最も多く225人、相談支援専門員111人、次いで施設従事者、本人となっている(表4-1)。

警察からの通報の内訳としては、本人が最も多く83人、家族・親族36人、次いで近隣住民・知人、虐待者自身となっている(表4-2)。

警察への相談・通報・届出者を合算すると、被虐待者である障害者本人からの届出が最も多く136人となっている。

表4-1 相談・通報・届出者の内訳 (人)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設従事者	虐待者自身	警察	市町村職員	その他・匿名	不明	合計
53	20	15	0	19	3	111	58	2	225	14	27	0	547
(85)	(17)	(8)	(1)	(15)	(1)	(95)	(46)	(1)	(176)	(36)	(21)	(7)	(509)

※同一案件に対して、複数の相談・通報・届出があると二重計上しているため、表1とは合致しない。

表4-2 「警察」の内訳 (人)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設従事者	虐待者自身	市町村職員	その他・匿名	不明	合計
83	36	16	0	2	0	0	0	15	6	8	59	225

※表7-1、7-2における「その他」については、介護保険サービス事業所職員・社会福祉協議会(日常生活支援担当)等が含まれる。

②被虐待者から見た虐待者の続柄(虐待と判断された事案)

虐待をした養護者は、親(父、母)が53.4%を占めている(表5)。

表5 被虐待者から見た虐待者の続柄(虐待と判断された事案) (人)

父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟・姉妹	その他	虐待判断件数
38(35)	48(32)	32(33)	4(4)	5(7)	2(4)	19(18)	24(19)	161件(147)

※複数の養護者からの虐待は二重計上しているため、表1とは合致しない。

※「その他」については、叔父・義弟・内縁の夫・従兄弟・姪・交際者・障害者専用住宅の職員等が含まれる。

③被虐待者の性別（虐待と判断された事案）

被虐待者の性別は、女性が68.3%を占めている（表6）。

表6 被虐待者の性別（虐待と判断された事案） (人)

男性	女性	不明	虐待判断件数
51(49)	110(98)	0(0)	161件(147)

④被虐待者の年齢（虐待と判断された事案）

被虐待者の年齢は、幅広い年代にわたっている（表7）。

表7 被虐待者の年齢（虐待と判断された事案） (人)

～17歳	18・19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	虐待判断件数
4(0)	8(9)	21(10)	19(19)	18(5)	9(11)	16(14)	21(21)	15(17)	14(21)	16(15)	0(5)	0(0)	161件(147)

⑤虐待に対する対応状況（虐待と判断された事案）

虐待と判断された事案のうち、29.8%は分離を行った。54%は分離を行わなかった（表8）。

表8 虐待に対する対応状況（虐待と判断された事案） (人)

分離を行った	分離を行わなかった	その他(同居していなかった等)	検討中	虐待判断件数
48(43)	87(77)	20(24)	6(3)	161件(147)

⑥分離を行った事案の対応の内訳（虐待と判断された事案）

分離を行った事案の対応は、契約による障害福祉サービスの利用開始が最も多かった（表9）。

表9 分離を行った事案の対応の内訳（虐待と判断された事案） (人)

契約による障害福祉サービス	やむを得ない事由による措置	市町村独自事業による一時保護	医療機関への入院	その他	計
25(23)	2(2)	5(3)	10(7)	6(8)	48(43)

※「その他」については、虐待者が実家へ転居・遠方の親族宅へ転居等が含まれる。

資料 1

⑦分離を行わなかった事案の対応の内訳（虐待と判断された事案）

分離を行わなかった事案の対応で最も多かったものは、養護者に対する助言・指導であった（表10）。

表10 分離を行わなかった事案の対応の内訳（虐待と判断された事案）

（人）

養護者に対する 助言・指導	養護者が介護負担 軽減等の事業に参加	新たな障害福祉 サービスの利用	サービス等利用 計画見直し	障害福祉サービス 以外を利用	その他（成年後見制度 利用等）	見守りのみ	分離を行わなかった
54(46)	0(0)	8(15)	6(15)	3(4)	7(15)	27(55)	87(77)

※複数の対応をしている場合は二重計上しているため、合計数は合致しない。

⑧分離を行わなかった事案の対応における「見守りのみ」の内訳（虐待と判断された事案）

表11-1 頻度

1回/1週間	1回/2週間	1回/1か月	不定期	その他
2	0	2	23	0

表11-2 主体

市町村職員	民生委員	訪問看護職員	その他
14	0	4	17

※「その他」については、障害福祉サービス計画担当者、相談支援専門員、障害者支援センター、通所施設等が含まれる。

表11-3 方法

訪問	来庁	電話	その他
11	9	5	10

※「その他」については、通所や通院の状況確認、関係機関との情報共有等が含まれる。

表11-4 結果

再発していない	再発したため、 別の対応をとった
26	1（保護施設への移行）

(5) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

①相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者については、当該施設・事業所職員が62件、相談支援専門員が51件、本人が37件となっている。当該施設・事業所からの相談・通報は、警察への相談・通報を合算すると全体の34.5%であった(表12-1・表12-2)。

表12-1 相談・通報・届出者の内訳 (人)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員	施設・事業所設置者	当該施設・事業所職員	施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	他の施設等職員	行政職員	警察	その他、匿名	計
37(35)	20(25)	8(12)	51(31)	36(23)	62(57)	18(7)	2(4)	10(11)	31(10)	1(0)	23(22)	299(237)

※同一案件に対して、複数の相談・通報・届出があると二重計上しているため、表1とは合致しない。

表12-2 「警察」の内訳

本人	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員	施設・事業所設置者	当該施設・事業所職員	施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	他の施設等職員	行政職員	その他、匿名	計
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

②障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別(虐待と判断された事案)

事業種別ごとの件数は、共同生活援助が最も多く23件で、内訳としては、介護サービス包括型が全体の約半数を占めている(表13)。

表13 事実確認調査の対象となった障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別(虐待と判断された事案) (件)

障害者支援施設	生活介護	共同生活援助	短期入所	行動援護	放課後等デイサービス	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労移行支援	その他	虐待判断件数
5(6)	10(12)	23(12)	4(0)	0(2)	4(5)	1(4)	3(4)	0(1)	3(5)	53(51)



介護サービス包括型	外部サービス利用型	日中サービス支援型
11	6	6

③虐待者の職種（虐待と判断された事案）

虐待と判断された事案における虐待者の職種の内訳は、生活支援員が29人で最も多く、世話人が14人、児童指導員7人、指導員4人と続いている（表14）。

表14 虐待者の職種（虐待と判断された事案）

（人）

サビ管	管理者	医師	設置者・ 経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	世話人	相談支援 専門員	地域移行 支援員	指導員
3 (5)	3 (5)	0 (0)	2 (4)	1 (2)	29 (15)	0 (3)	1 (1)	14 (11)	1 (0)	0 (0)	4 (1)
保育士	児童発達支援 管理責任者	児童指導員	栄養士・ 調理員	訪問支援員	居宅介護 従業者	重度訪問介護 従業者	行動援護 従業者	同行援護 従業者	その他従事者	不明	虐待判断件数
0 (0)	0 (2)	7 (3)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	2 (3)	2 (0)	53 (51)

※虐待者が兼任している場合は、二重計上しているため、虐待判断件数とは合致しない。

(6) 使用者による障害者虐待

①業種別の虐待と判断された事案の件数

業種別の虐待と判断された事案の件数は、医療・福祉が最も多く5件となっており、半分以上は就労継続支援A型事業所である(表15)。

表15 業種別の虐待と判断された事案の件数

(件)

農業、 林業	漁業	鉱業、 採石 業、砂 利採取 業	建設業	製造業	電気・ガ ス・熱供 給・水道 業	情報通 信業	運輸 業、郵 便業	卸売 業・小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品貸貸 業	サービ ス業	教育、 学習支 援業	医療・ 福祉	公務	分類不 能の産 業	不明	計	うち、 就労継 続支援 A型
1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	2 (6)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (7)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (22)	3 (0)

②被虐待者から見た虐待者の身分(虐待と判断された事案)

虐待と判断された事案における被虐待者から見た虐待者の身分は、事業主が半数以上となっている(表16)。

表16 被虐待者から見た虐待者の身分(虐待と判断された事案)

(人)

事業主	所属の上司	所属以外の上司	その他	不明	計
7 (21)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (1)	12 (22)

③被虐待者の雇用形態(虐待と判断された事案)

表17 被虐待者の雇用形態(虐待と判断された事案)

(人)

正社員	パート・ アルバイト	派遣労働者	期間契約社員	その他	不明	計
3 (11)	4 (10)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	11 (1)	19 (22)

※同一事案に対して、複数の被虐待者がいる場合があるため、表1とは合致しない。